

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 国外事業者等における消費税法の改正について

国外事業者等について、2024年10月1日以後に開始する課税期間から適用される消費税法の改正が何点かあります。今回はその改正内容について、整理してみました。

### 1. 事業者免税点制度等の特例の見直し<sup>1)</sup>

#### 1) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例

基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、消費税の納税義務が免除されないこととされています。しかし、この特定期間における1,000万円の判定は、特定期間の課税売上高と給与等支払額(居住者)の合計額のいずれかによることができ、国外事業者の場合、非居住者に対する給与等の支払額が1,000万円を超えても納税義務が免除されるケースが発生していました。今般の改正により、国外事業者については「特定期間」における1,000万円の判定を、給与等支払額の合計額により行うことができなくなり、「特定期間」における課税売上高が1,000万円を超える場合、給与等支払額の合計額にかかわらず、納税義務は免除されないこととなります。

#### 2) 新設法人に対する納税義務の免除の特例

基準期間がない法人で、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務が免除されません。また、資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満であっても、当該事業年度開始の日において下記③の特定新規設立法人の要件を満たす法人は、当該各課税期間の納税義務が免除されません。ただ、本国での設立後2年以上経過した外国法人が日本に進出する場合については、基準期間を有していることから、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上であっても、基準期間における課税売上高により判定され、納税義務が免除されておりました。今般の改正により、その事業年度の基準期間がある外国法人であっても、当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、基準期間がないものとみなすこととされました。このため、当該事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合並びに資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満であっても下記③の特定新規設立法人の要件を満たす場合は、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務が免除されないこととなります。

#### 3) 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し

基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の(1)、(2)のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されません。

- (1) その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。
- (2) (1)の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)について、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)において、(国内における)課税売上高が5億円を超えていること。

今般の改正により、上記(2)の要件について、「判定対象者」の「基準期間相当期間」における課税売上高が5億円を超える場合又は売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、国外におけるものも含め50億円を超える場合とされました。従って、国外分を含む収入金額が50億円を超える事業者により設立された法人については、納税義務が免除されないこととなります。

これらの改正により、外国法人が日本に子会社を設立することにより進出した場合と支店を設置することにより進出した場合の事業者免税点制度の取り扱いが整合的になりました。

## 2. 簡易課税制度及び2割特例の適用の見直し<sup>i</sup>

その課税期間の初日において、国内に恒久的施設(PE)を有しない国外事業者は、国内における課税仕入れ等が発生することが想定されないことから、みなし仕入率による仕入税額控除の適用が適切ではないため、簡易課税制度及び適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する税額控除に関する負担軽減措置(2割特例)の適用を受けることができないとされました。

### お見逃しなく!

適用開始(2024年10月1日)前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合であっても、2024年10月1日以後に開始する課税期間の初日において恒久的施設(PE)を有しない場合には、簡易課税制度の適用はありません。

---

<sup>i</sup> 国税庁「消費税法等改正のお知らせ」令和6年4月、[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/r06\\_kaisei.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/r06_kaisei.pdf)